

低コスト化実証事業実施要領

制定 令和 8 年 4 月 7 日付け 7 農振第 3208 号
農林水産省農村振興局長通知

(目的)

第 1 食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）において、農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、主食である米の需給と価格の安定を図るために、生産コストの抜本的な低減が重要であるとされている。

そのような中、農地の大区画化をはじめとするスマート農業の推進に向けた基盤整備による米の生産コストの低減効果と低コスト化に資する多収品種の導入等の営農上の先進技術による米の生産コストの低減効果については、それぞれ一定程度の知見を得られている一方で、これらを組み合わせることによる米の生産コストの更なる低減効果についての知見は得られていない。

このため、低コスト化実証事業（以下「本事業」という。）により、米生産の低コスト化に資する基盤整備手法の確立・体系化に向け、国営農地再編整備事業及び国営緊急農地再編整備事業（以下「本体事業」という。）の実施地区を対象にスマート農業の推進に向けた基盤整備手法と営農上の先進技術の組合せによるコスト低減効果の比較検討及び評価を行う。

(適用)

第 2 本事業の実施については、国営農地再編整備事業実施要綱（平成 7 年 4 月 1 日付け 7 構改 D 第 157 号農林水産事務次官依命通知）及び国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 農振第 2056 号農林水産事務次官依命通知）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(事業の内容)

第 3 本事業は、米の生産コスト低減に資する取組として、次に掲げる事項の全てについて実施するものとする。

(1) スマート農業の推進に向けた基盤整備

(2) 米生産の低コスト化に資する営農上の先進技術の導入

(3) (1) 及び (2) の実施によるコスト低減効果に関する比較検討及び評価

2 (1) の基盤整備手法は、別表の (1) に掲げる取組のうち①から③までの取組（立地条件、農作業条件又は水利条件に適合しない場合を除く。）又はこれらに加え事業実施地区の実情に応じて同表の (1) の④から⑨までのうち一以上を組み合わせた取組を行うものとする。ただし、三以上の取組で構成するものとする。

3 (2) の先進技術は、別表の (2) に示す取組のいずれかを実施するものとする。
なお、本事業の対象とする水稻は、食用に供する目的で栽培する水稻とする。

(事業の実施区域)

第 4 本事業の実施区域は、本体事業の受益の範囲内とする。

(事業実施期間)

第 5 本事業の事業実施期間は、令和 12 年度までとする。

(事業の成果目標)

第 6 本事業の成果目標は、生産コスト低減に取り組むほ場の玄米 60 キログラム当たりの生産コスト及び 10 アール当たり労働費削減割合とする。

(事業実施主体)

第7 本事業は、地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長。以下同じ。）が実施するものとする。

(実証計画の作成)

第8 地方農政局長は、本事業を実施しようとするときは、別記様式第1号により低コスト化実証計画（以下「実証計画」という。）を作成し、当該実証計画を提出した年度から本事業を実施する特段の理由がある場合を除き、本事業の実施を希望する年度の前年度の2月末までに、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に提出するものとする。

2 実証計画の作成にあたっては、都道府県、市町村、土地改良区、農業委員会、農業協同組合その他の本事業と密接に関係を有する団体の意見を聴くものとする。また、必要に応じて、研究機関の助言を得ることとする。

(実証計画の変更)

第9 地方農政局長は、第8の規定に基づき提出した実証計画の変更を行う場合、別記様式第1号により低コスト化実証変更計画を策定し、農村振興局長に提出するものとする。

(事業に要する経費)

第10 本事業に要する経費は、全額国費負担とする。

2 本事業は、本体事業の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、実証計画に定める目標年度までに実施するものとする。

3 本事業に要する経費は、別表に掲げる取組に要するものを対象とする。ただし、同表の留意点の欄に記載する事項に留意するものとする。なお、米生産の低コスト化に資する営農上の先進技術の導入を実施するための掛かり増し経費を含むものとする。

(報告)

第11 地方農政局長は、第8に規定する実証計画に位置付けられた目標年度の最終年度に取組の実証内容を取りまとめ、最終年度の翌年度の5月末までに、別記様式第2号により農村振興局長に提出するものとする。

附 則

1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。

2 令和8年度から低コスト化実証事業を実施しようとする場合、低コスト化実証事業実施要領第8第1項に規定する実証計画の提出期限は、同項の規定にかかわらず、令和8年10月末日までとする。

別表

区分	取組	取組の内容	留意点
(1) スマート農業の推進に向けた基盤整備	① 巨大区画化	水田の2 ha 以上（北海道にあつては、3 ha 以上）への区画拡大	
	② 水管理システム導入	多機能型自動給水栓等のICTを活用したほ場水管理システムの導入	従来のフロートにより水位管理する機器は含めない。
	③ スマート農機の活用	自動走行農機等の活用、生産方式革新実施計画の認定	・ 通常の営農活動に係るものは含めない。 ・ トラクターや田植え機、コンバイン等の購入は含めない。
	④ 畦畔整備	草刈の省力化に向けた幅広畦畔等の整備	コンクリート畦畔は含めない。
	⑤ 進入路整備	自動走行農機等の導入のための進入路の整備、ターン農道の整備	
	⑥ ほ場内農道整備	自動走行農機等の導入のためのほ場内農道の整備	
	⑦ パイプライン化	用排水路の暗渠化・管水路化、地下かんがいシステムの整備	
	⑧ 情報通信環境整備	RTK-GNSS 基準局等の新設・更新	
	⑨ その他	その他地方農政局長が特に必要と認めるもの	先進技術の導入のためのものに限る。
(2) 米生産の低コスト化に資する営農上の先進技術の導入	① 多収品種※	あきだわら、たちはるか、にじのきらめき等の栽培	・ 通常の営農活動に係るものは含めない。 ・ 研究開発段階の技術は含めない。
	② 直播栽培	湛水直播、乾田直播の実施	
	③ その他	その他地方農政局長が特に必要と認めるもの	
(3) コスト低減効果に関する評価	① スマート農業の推進に向けた基盤整備の手法・効果の評価	10a 当たりの労働費削減割合等を算出・分析	事業実施前後の比較により評価する。

	②米生産の低コスト化に資する営農上の先進技術の導入の手法・効果の評価	玄米 60kg 当たりの生産コスト等を算出・分析	事業実施前後の比較により評価する。
	③とりまとめ	成果のとりまとめ、技術普及に向けた資料の作成等	

※多収品種は、栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種とする。

別記様式第1号（第8、第9関係）

低コスト化実証事業（変更）計画

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿

地方農政局長
（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長）

下記のとおり、低コスト化実証事業実施要領（令和8年4月7日付け7農振第3208号農林水産省農村振興局長通知）第8（第9）の規定に基づき、低コスト化実証事業にかかる実証（変更）計画を提出します。

記

1 対象地区

- ※1 実施する地区名を記載すること。
- ※2 実施箇所について記載すること。

※ 図面を添付すること。

2 低コスト化に係る現状分析及び課題

- ※ 本事業実施前の生産コスト等を記載すること。

3 取組内容

（1）スマート農業の推進に向けた基盤整備の内容

--

（2）米生産の低コスト化に資する営農上の先進技術の内容

--

4 実証事業の目標

項目	目標値
玄米 60kg 当たりの生産コスト（円/60kg）	
10a 当たり労働費削減割合（%）	

※生産コストとは、資本利子や地代も含めた、60kg 当たり全算入生産費（資本利子・地代全額算入生産費）のことを指す。

5 事業検討体制（構成員及び役割）

（例）県（営農担当部局）、市町村、農業協同組合、土地改良区等

6 事業実施期間（目標年度）

●年度～●年度（目標年度）

低コスト化実証事業実績報告

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿

地方農政局長
(北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長)

下記のとおり、低コスト化実証事業実施要領（令和8年4月7日付け7農振第3208号農林水産省農村振興局長通知）第10の規定に基づき提出します。

記

1 対象地区

- ※1 実施する地区名を記載すること。
※2 実施箇所について記載すること。

※ 図面を添付すること。

2 取組内容

(1) スマート農業の推進に向けた基盤整備の内容

--

(2) 米生産の低コスト化に資する営農上の先進技術の内容

--

3 事業実施期間

●年度～●年度

4 実証結果

(1) 生産コスト

項目	本事業実施前 (令和○年度)	本事業実施後 (令和○年度)	削減率 (%)
生産コスト (円/60kg)			
【参考】 単収 (kg/10a)			
【参考】 生産コスト (円/10a)			

※生産コストとは、資本利子や地代も含めた、60kg当たり全算入生産費（資本利子・地代全額算入生産費）のことを指す。

(2) 労働費削減割合

項目	事業実施前 (令和○年度)	本事業実施後 (令和○年度)	削減率 (%)
労働費 (円/10a)			
【参考】 労働費 (円/60kg)			

5 評価

※ 実証結果を踏まえた低コスト化技術の適用に関する評価を記載すること。

6 事業決算書

区 分	精算額 (A)	予算額 (B)	差額 (B-A)	備考
国庫負担金	※本事業に要した 総事業費を記載 すること。	※当該年度における 本体事業の総事業 費を記載すること。		